

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

町、農業委員会では、現農業委員の任期満了に伴い、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を募集いたします。農業に関する識見と熱意を有し、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適正に行うことができる方の推薦・公募をお待ちしております。応募方法等につきましては、次のとおりです。

1. 募集等について

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」について、推薦又は応募による委員を募ります。

2. 委員の定数

- (1) 農業委員 14人
- (2) 農地利用最適化推進委員 5人

3. 推薦・応募書類

- (1) 推薦・応募用紙・・・（農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。）
- (2) 推薦承諾書

町ホームページから「推薦・応募用紙」、「推薦承諾書」をダウンロードするか、農業委員会（産業観光課内）で配付しています。

4. 推薦又は応募の期間

令和6年12月16日(月)から令和7年1月17日(金)まで（土曜、日曜、祝祭日、12月29日から1月3日を除く。）

提出書類を受け付ける時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

5. 応募書類の提出

農業委員会（産業観光課）へ推薦人または、応募者が直接お持ちください。

6. 任命・委嘱の方法

- (1) 農業委員は、町長が推薦・公募の結果を尊重し、選任議案を作成し、議会の同意を得て町長が任命します。
- (2) 農地利用最適化推進委員は、農業委員会が推薦・公募の結果を尊重し、委嘱します。

7. 任期

・農業委員

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

・農地利用最適化推進委員

委嘱日から令和10年3月31日まで

8. 問合せ

農業委員会事務局（産業観光課内）

〒369-1492 秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

電話0494-62-1462

FAX0494-62-2791

※ 皆野町農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域

区域の名称	区域の範囲
皆野	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区、下田野区
国神	金崎区、国神区、大湊区、野巻区
金沢	元金沢区、出牛区、金沢谷津区
日野沢	日野沢下区、日野沢中区、日野沢上区
三沢	上三沢区、みずほ区、中三沢区、下三沢区

※農業委員会の役割

(1) 農業委員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な事務は、次のとおりです。

- ① 月に一度開催される農業委員会総会へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。また、不定期に開催される研修会等に参加します。
- ② 農地法に基づく申請の審査を行います。
- ③ 農地法に基づき、町内の農地の利用状況等の調査及び調査結果の報告を行いません。
- ④ 農地の利用最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）のための調整などを行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当区域において、担い手農家への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。

- ① 月に一度開催される農業委員会総会へ出席し、担当する区域の農地法等の申請内容について調査し、その結果を報告します。また、不定期に開催される研修会等に参加します。
- ② 農地法に基づく申請について調査を行います。
- ③ 担当する区域内の農地の利用状況の調査を行い、遊休農地の解消等有効利用、違法転用防止・是正等の活動を行います。

(3) 推薦・公募の要件

推薦・公募について、耕作要件はありません。現在、農業を営んでいない方も農業委員・農地利用最適化推進委員に推薦・応募することができます。